第６回処遇・給与部会

令和７年７月２８日
人事教育局給与課

若退金の給付水準の引上げに関する中間提言（案）について

趣　旨

本年２月から調査審議を行っている若退金の給付水準の引上げに関して、これまでの部会における委員のご意見・ご指摘を踏まえ、今後の検討の資とすべく、中間提言をいただくもの。

中間提言（案）の構成

検討の背景に関する記述に続き、給付水準の引上げにおいて考慮すべき事項や、論理展開の順番についての部会におけるご意見を踏まえ、中間提言（案）は次のように構成

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　人的基盤の中核たる自衛官の確保の必要性
Ⅲ　自衛官の若年定年制の必要性及びその対応策
　(1) 自衛官の若年定年の必要性
　(2) 再就職の支援
　(3) 若年定年退職者給付金
Ⅳ　若年定年制の下にある自衛官を取り巻く状況の変化
　(1) 安全保障環境や自衛隊の任務の変化
　(2) 自衛官及び一般の公務員の定年年齢の変化
　(3) 自衛官の定年年齢層の家計の特性
　(4) 一般労働者の賃金の推移及び高年齢層の勤労参加の状況変化
Ⅴ　若年定年退職者給付金の給付水準その他の課題と今後の検討の方向性
　(1) 給付水準
　(2) 若年定年退職者給付金の支給を制限する仕組み
　(3) その他の論点
Ⅵ　おわりに

中間提言（案）のポイント

今後の検討の方向性として次のような内容を記述

1　給付水準の引上げ

・　60歳までは、これまで以上の充実した生涯設計を確立し、若年定年退職後も安んじて生活できる水準に引上げ、60歳以降は、引上げ後の60歳までの水準を基にして給付水準を再設定する方向で、引き続き具体的な給付水準に関する検討を進めていくことが適当。この際、施行日前後で大きな不公平感が生じないよう経過措置の導入を検討することが必要

2　支給制限の仕組み

・　若年定年制から生ずる不利益を補うという目的のみを考慮すれば、再就職賃金が退職時の年収を上回る者に対して、若退金の支給額を減額する仕組みには一定の合理性
・　他方で、日本社会における少子高齢化の進展や人口減少が継続する状況を踏まえれば、一般的に、高齢者の就労による活躍が期待され、退職自衛官の働く意欲を阻害することは、日本の社会・経済のためにも好ましいとはいえない。
・　給付水準の引上げにより支給制限を受ける者が大幅に増加することが予想されるところ、定年退職までの自衛官としての勤務に対する評価や、再就職先での自助努力が適切に評価される仕組みも考慮することが必要
・　支給制限の仕組みに関する何らかの措置の必要性は理解できるところ、措置の合理性を含め、防衛省において引き続き具体的な分析・検討を進めていくことが必要

3　支給条件の緩和

・　若退金の支給対象者は、「自衛官として引き続いて20年以上勤続し、定年等により退職した者」であるが、自衛官の厳しい募集環境の下、元自衛官を再び採用することが、人的戦力を維持・向上させるための重要な施策となっていることから、「自衛官として通算20年以上勤続し、定年等により退職した者」に改める。

今後の進め方

○　８月の部会において中間提言を頂いた上で、概算要求を行い、じ後、政府部内の調整と並行して部会を複数回開催し、最終的な結論を得ることとする。